

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第7号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（令和 6 年名古屋市条例第34号）中別表の改正規定のうち稲西荘及び笈瀬荘の項を改める部分の施行期日は令和 7 年 3 月 1 日とし、同表の改正規定のうち西あじま荘及び西上飯田荘の項を改める部分の施行期日は同年 4 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。